

特別養護老人ホーム 夕凧の里 利用料金表

平成28年4月1日 現在

(単位:円)

	負担段階			基本介護負担①		居住費 ②	食費 ③	日額(1割)	日額(2割)
		基本単位	加算単位	1割	2割			①+②+③(30日)	
要介護1	第1段階	625	102	727	1454	820	300	55,410	77,220
	第2段階					820	390	58,110	79,920
	第3段階					1,310	650	80,610	102,420
	第4段階					1,970	1,380	122,310	144,120
要介護2	第1段階	691	102	793	1586	820	300	57,390	81,180
	第2段階					820	390	60,090	83,880
	第3段階					1,310	650	82,590	106,380
	第4段階					1,970	1,380	124,290	148,080
要介護3	第1段階	762	102	864	1728	820	300	59,520	85,440
	第2段階					820	390	62,220	88,140
	第3段階					1,310	650	84,720	110,640
	第4段階					1,970	1,380	126,420	152,340
要介護4	第1段階	828	102	930	1860	820	300	61,500	89,400
	第2段階					820	390	64,200	92,100
	第3段階					1,310	650	86,700	114,600
	第4段階					1,970	1,380	128,400	156,300
要介護5	第1段階	894	102	996	1992	820	300	63,480	93,360
	第2段階					820	390	66,180	96,060
	第3段階					1,310	650	88,680	118,560
	第4段階					1,970	1,380	130,380	160,260

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(5.9%)を乗じて単価を乗じた1割負担。(月額に上乗せとなります)

★ 負担段階 ★

- 第1段階 … 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
 第2段階 … 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方。
 第3段階 … 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方。
 第4段階 … 市町村民税課税世帯の方。

※ 負担軽減を受けるには「介護保険負担限度額減額認定証」が必要になります。
 詳しくは、市町村窓口にお問い合わせ下さい。

★ 加算合計内訳 ★ (基本的に全員対象の加算)

加算種類	単位数	加算内容
栄養ケアマネジメント	14/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置。栄養ケア計画を作成し、栄養管理を実施。
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	重度の利用者が一定割合以上。
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算Ⅱ	8/日	入所者数25又はその端数を増す毎に1以上あり、かつ1を加えた数以上
夜勤職員配置加算Ⅱ	18/日	夜間帯の平均職員が配置基準数の1人以上配置。
個別機能訓練加算	12/日	機能訓練指導員による機能維持等の訓練

★ 該当する場合に加算 ★

加算種類	単位数	加算内容
初期加算	30/日	入所後30日に限り加算。入所後、30日以上入院をされ再入所された場合も同様。
入院・外泊時加算	246/日	入院・外泊時に所定単位数に代えて算定。月6日を限度とする。
療養食加算	18/日	医師により発行された食事箋に基づき療養食を提供。
若年性認知症入所者受入加算	120/日	65歳未満の認知症の方に適正なサービス提供を行った場合。
経口移行加算	28/日	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に180日を限度に加算。
経口維持加算(Ⅰ)	400/日	著しい誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)
経口維持加算(Ⅱ)	100/日	誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)
口腔衛生管理体制加算	30/月	歯科医師又は歯科衛生士による指導及び助言に基づき口腔ケアマネジメント計画を作成した場合
口腔衛生管理加算	110/月	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	医師により認知症の行動・心理症状があり、在宅生活が困難であることから緊急入所が必要と判断され入所。(7日を限度)
退所前訪問相談援助加算	460/日	入所中1回又は2回。
退所後訪問相談援助加算	460/日	退所後1回を限度。
退所時相談援助加算	400/日	退所後の相談援助を行い、必要な情報を提供した場合。
退所前連携加算	500/日	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。(1回を限度)
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前4～30日)	144/日	医師により回復の見込みがないと判断され、入所者又はご家族が看取りを希望された場合。当施設又は居宅にて亡くなられた場合、死亡以前30日を上限として加算。
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前2～3日)	680/日	
看取り介護加算(Ⅲ) (死亡日当日)	1280/日	

※ その他の加算に関しては、体制が整い次第算定させて頂く可能性がありますのでご留意下さい。

★ その他の料金 ★

料金種類	費用	内容
理髪・美容代	実費	委託業者による
複写物の交付(税込)	10円/枚	1枚につき
電気器具の使用料(税込)	54円/日	1機種につき
娯楽・行事費用	実費	材料代等
おやつ代(税込)	108円/日	午後3時のおやつ提供
貴重品管理費(税込)	3,240円/月	年金・預金通帳・金融機関届出印・現金を当施設で管理する場合。
文書料(税込)	324円/回	1通につき(入所証明書・領収書再発行など)
買い物代行費(税込)	1,080円/月	買い物の代行費用

※ 介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

※ 利用者のご希望に基づいて物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。